

## 苦情処理会議の運用に関し申し入れ！

本部は、10月2日、苦情処理会議の進め方、裁定の通知方などに関して申し入れを行いました。これは、名古屋地本が、愛知県労働委員会に救済申し立てを行い闘っている事件で、会社が苦情処理会議の運用をめぐって実際に行われていることと異なる陳述を行っていることなどに関し、その真意を質すべく申し入れたものです。

苦情処理会議については、この間も、その進め方や、裁定の通知方などをめぐって会社側と意見対立が発生していますが、第三者機関へ報告する内容が実際の運用と異なるような事態は放置できないことから、あらためて申し入れを行ったものです。私たちは、苦情処理会議の形骸化を許すわけにはいきません。

1. 苦情処理会議の処理結果が対立となり裁定がはかれなかった場合は、苦情処理会議の結果はどのように処理するのか明らかにすること。
2. 苦情処理会議の処理結果が対立となり裁定がはかれなかった場合、申立をした社員への通知（第93条）はどのように処理するのか明らかにすること。
3. 未裁定の苦情処理会議を開催し誠意ある回答を行うこと。
4. 『労働協約』第78条（処理期間）2項に定める苦情整理書をすべて明らかにすること。

苦情処理会議を形骸化し、一方的に打ち切る姿勢は、  
**協約違反ではないのか？**